

令和5年度大阪大学ベビーシッター利用育児支援事業 利用案内

大阪大学では、育児に携わる教職員の研究・就業と家庭生活の両立支援のため、教職員を対象に、ベビーシッターサービス利用時に使用できる割引券を発行いたします。

本事業はこども家庭庁の委託を受け公益社団法人全国保育サービス協会（以下「実施団体」という。）が実施している「ベビーシッター派遣事業」を利用して行うものです。

この割引券を使用してベビーシッターサービスを利用すると、1日の利用料金から割引が受けられます。子育て中の教職員の方は、ぜひご活用下さい。

なお、割引券は大学の経費で購入していますので、お申込みの際は、確実に使用する枚数を申請して下さい。また、利用には年度ごとの登録が必要です。

■ベビーシッター利用育児支援事業（通常割引券（2,200円）の利用について）

利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◆大阪大学の教職員（非常勤職員を含む） <ul style="list-style-type: none"> ※「教職員の職名及び職務内容等に関する要項」に規定される職名が対象 ※乳幼児等の保護者であること。 ※配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、ひとり親家庭によりサービスを使用しなければ就労すること（職場への復帰を含む。）が困難な状況にあることが必要です。 ★「職場への復帰」のためのご利用の際は、事前にご相談下さい。
対象児童年齢	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 0歳から小学校3年生までの児童（利用対象者と同居していること） ◆ 健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの子ども（身体障害者手帳・療育手帳交付のある児童、その他地方公共団体が実施する障害児施策の対象となっている児童） ◆ 「職場への復帰」の為のサービス利用の際は未就学児が対象
利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年4月1日～令和6年3月31日（予定） <ul style="list-style-type: none"> ※発行枚数に限度があるため、利用枚数が上限に達した場合は、利用期間内であっても交付を終了することがあります。
割引券取扱事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ベビーシッター事業者は、実施団体が指定する割引券等取扱事業者に限ります。 掲載HP: http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm ※必ず事前に利用契約を締結して下さい。
割引金額	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1日（回）対象児童1人につき2枚まで（4,400円） <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とします。会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービスに付随する料金は含みません。 ・割引券は、対象児童1人につき1日（回）2枚、1家庭につき1か月24枚まで、教職員1人あたり年間140枚まで（※）使用できます。（1日の利用可能枚数の例:

	<p>3人きょうだいが全て対象児童なら6枚使用可)</p> <p>※大阪大学では、限られた予算の中でより多くの方にご利用いただくため、140枚までと年間の上限を設定していますが、「ベビーシッター派遣事業実施要綱」において、「1家庭1か月24枚まで、年間280枚まで」と規定されているため、勤務先の異なる配偶者も本制度を利用している場合、配偶者の利用枚数と合わせて1家庭あたり1か月24枚まで、年間280枚までという規定も遵守いただく必要があります。</p> <p>※上限枚数に達しない場合でも、予算状況により、年度途中で交付枚数を制限させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・令和3年度より、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等（本事業であるベビーシッター利用料に対する助成も含まれます。）について、子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。</p>
<p>対象となるサービス</p>	<p>◆ 家庭内における保育</p> <p>◆ 家庭と保育等施設の間の送迎</p> <p>※本学一時預かり保育室では、割引券は使用できません。</p>

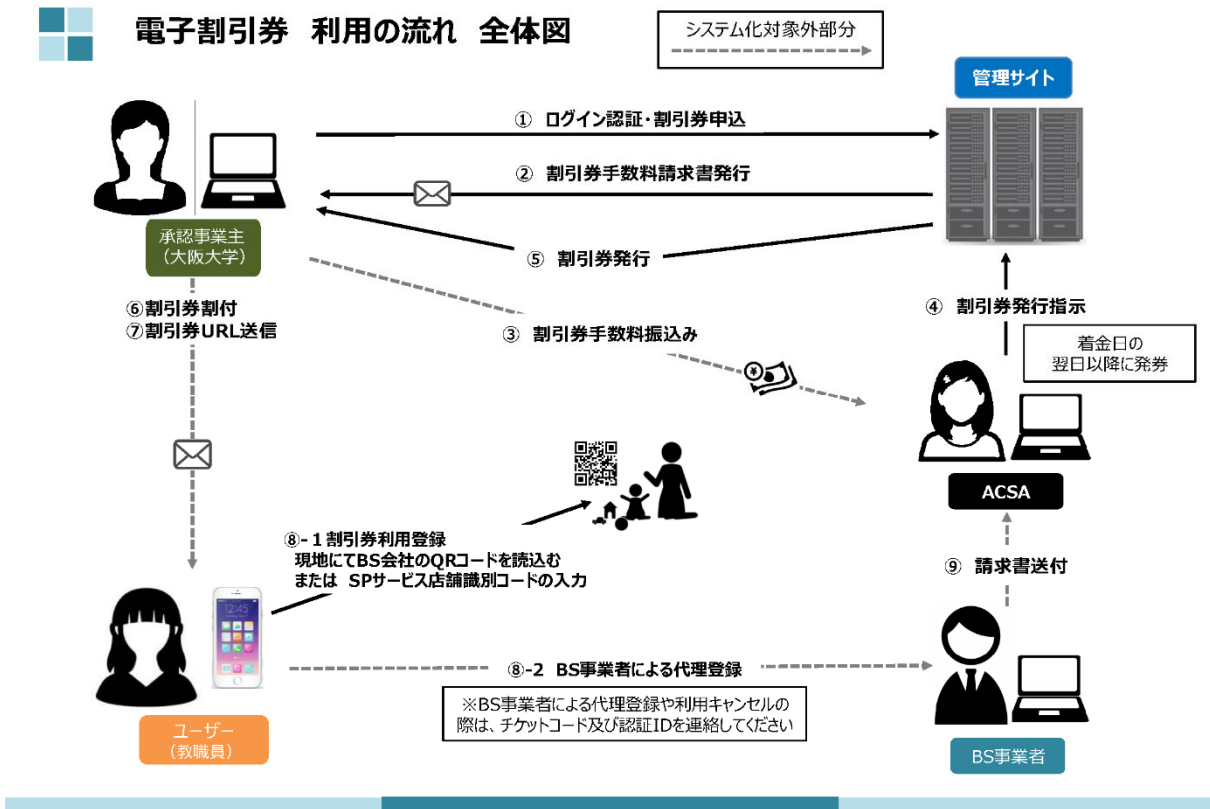
■ベビーシッター利用育児支援事業（多胎児割引券の利用について）

<p>利用対象者</p>	<p>◆大阪大学の教職員（非常勤職員を含む）</p> <p>※義務教育就学前の双子児等多胎児を養育していること。</p> <p>※「教職員の職名及び職務内容等に関する要項」に規定される職名が対象</p> <p>※配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、ひとり親家庭によりサービスを使用しなければ就労することが困難な状況にあることが必要です。</p> <p>★「職場への復帰」のためのご利用の際は、事前にご相談下さい。</p>
<p>対象児童年齢</p>	<p>◆ 0歳から義務教育就学前の児童（多胎児以外の児童を含む。利用対象者と同居していること。）</p>
<p>利用期間</p>	<p>◆令和5年4月1日～令和6年3月31日（予定）</p> <p>※発行枚数に限度があるため、利用枚数が上限に達した場合は、利用期間内であっても交付を終了することがあります。</p>
<p>割引券取扱事業者</p>	<p>◆ベビーシッター事業者は、実施団体が指定する割引券等取扱事業者に限ります。</p> <p>掲載 HP: http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm</p> <p>※必ず事前に利用契約を締結して下さい。</p>
<p>割引金額</p>	<p>◆義務教育就学前の多胎児が2人の場合・・・9,000円/日（回）</p> <p>◆義務教育就学前の多胎児が3人以上の場合・・・18,000円/日（回）</p> <p>・利用料金が1日（回）につき2,200円以上のサービスを対象とします。会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービスに付随する料金は含みません。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・他の割引券と同日に使用することはできません。 ・割引券は、1家庭1日（回）につき1枚として、原則として年度内に2枚以内。 ※ただし、同一家庭に多胎児を含む義務教育就学前の児童が、3人以上いる場合や、ひとり親家庭の場合等、特別の事由がある場合は年度内4枚まで使用できます。 ※上限枚数に達しない場合でも、予算状況により、年度途中で交付枚数を制限させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・令和3年度より、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等（本事業であるベビーシッター利用料に対する助成も含まれます。）について、子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。
<p>対象となるサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭内における保育 ◆家庭と保育等施設への送迎 <p>※本学一時預かり保育室では、割引券は使用できません。</p>

0. 利用前に必ずご確認ください

●割引券の取扱について、実施団体HPでご確認ください。 <http://www.acsa.jp/htm/babysitter/>



1. 利用登録手続き

(1) 利用開始希望日の **10営業日前までに**、登録手続きをお願いします。

マイハンダイ <https://my.osaka-u.ac.jp/admin/diversity/5babysitter1> から利用登録手続きを行い、速やかに以下の提出書類をメールまたは学内便でご提出ください。

【提出書類】

1	ベビーシッター会社との利用契約書（利用申込書）の写し ※実施団体が指定する事業者に限ります。 http://www.acsa.jp/hm/babysitter/ticket_handling_list.htm ※本学教職員が契約者であること（共同名義を含む） ※事業者と請負契約を行わないマッチングサービスをご利用の場合は、以下の書類をご提出ください。 1. 「会員登録完了時に届く通知メール」または「予約確定をお知らせする通知メール*1」 2. 事業者が発行する「月別領収書*2」または「個別領収書*3」 *1～*3 は、割引券利用報告書提出時でも可
2	母子手帳（出生届出済証明のページ）の写し、もしくは、住民票等親子関係、お子様の生年月日が記載された書類の写し
3	配偶者の証明書類（在職証明書《休職中でないこと》又は配偶者の求職活動の場合は面接日等、職業訓練の場合は訓練日であることを証明する書類等。就学の場合は休学中でないこと。）（PDFでの提出可） ※配偶者が本学在職者の場合で、配偶者では登録を行わない場合は、配偶者の直近1か月の出勤簿の写しを提出して下さい。
4	小学4～6年生の利用の場合は、身体障害者手帳、療育手帳の写し等

※個人情報の記載されたファイルは、NII FileSender で送付する等、適宜の方法で送付して下さい。

※令和4年度から継続して利用される場合、1～4の書類は変更がなければ省略可

<提出先> 企画部ダイバーシティ推進課支援係

E-mail : ki-diver-shien@office.osaka-u.ac.jp

（メール送信時には、@を@に変換してご利用下さい）

★メールの件名：**ベビーシッター割引券利用登録申請** として下さい。

(2) 利用登録の受付後、申請者に受付完了通知をメールにて送付します。

2. 割引券交付申込手続き

(1) 利用予定日の **7営業日前までに**、マイハンダイより申込手続きをお願いします。

申込 URL: <https://my.osaka-u.ac.jp/admin/diversity/5babysitter2>

※多胎児分の割引券は、申込を受けてから実施団体に発行依頼をしますので、発券までにかなりのお時間を要します。お申込みは早めをお願いいたします。

※1回につき1か月分まで（上限24枚）の申込が可能です。

(2) 電子割引券をNII Filesenderで送付いたします。

(3) 届いたファイルを速やかにダウンロードしていただき、発行枚数等のご確認をお願いします。また、受領した旨、企画部ダイバーシティ推進課支援係までメールでお知らせ下さい。

3. ベビーシッター割引券の利用方法

以下をご確認の上、ベビーシッター事業者にもご確認いただき、手続きをお願いします。

http://acsa.jp/images/babysitter/e-ticket_user2021.pdf

<電子割引券の利用の流れ>

- ① 支援係より電子割引券URLをメールにて利用者へ送付。
- ② 利用者はURLより電子割引券を表示し、ベビーシッター提示のQRコードを読み取る。
(QRコードが読み取れない場合はサービスコードを入力)
- ③ 必要事項を入力し、利用登録完了。

※就労のための利用の場合は、割引券の利用可能時間は以下のとおりです。ご注意ください。

通常勤務：就労時間＋通勤時間

在宅勤務：就労時間内（在宅勤務の日がある場合は、利用報告時にお知らせください。（出勤簿等で在宅勤務を確認できる場合を除く。））

4. ベビーシッター割引券の利用報告

(1) ベビーシッター割引券の利用後、マイハンダイにて利用報告をお願いします。また、提出書類を学内便またはメールにより、企画ダイバーシティ推進課支援係まで送付して下さい。

【提出期限】 利用日の翌月5日（5日が土日祝日の場合はその前の平日）まで

【マイハンダイ URL】 <https://my.osaka-u.ac.jp/admin/diversity/5babysitter3>

【提出書類】 ★承認後の出勤簿または勤務時間等記録簿の写し（データ可）

※ 出勤簿等で勤務の確認ができない場合は、別途「超過勤務等実績簿」等勤務していたことを証明するものをご提出ください（ご本人欄以外は黒塗りしてください）。

<提出先> 企画部ダイバーシティ推進課支援係

E-mail : ki-diver-shien@office.osaka-u.ac.jp

(メール送信時には、@を@に変換してご利用下さい)

★メールの件名： **ベビーシッター割引券利用報告**（登録番号●●●●）
として下さい。

注意：学内便送付の際には

◆必ず糊付けした封筒で送付して下さい。学内便で送付した旨、必ずメールでもお知らせ下さい。

(2) 上記受領後、申請者に受領完了通知をメールにて送付します。

5. その他

- (1) 期限までに必ず、「4. ベビーシッター割引券の利用報告」手続きを行って下さい。報告がないと割引を受けることができません。
- (2) ベビーシッター割引券の利用日時に、本学の勤務があったかどうか、出勤簿等で確認いたします。確認できなかった場合は、割引を受けられませんのでご留意下さい。
- (3) 「ベビーシッター派遣事業実施要綱」に則り、実施団体から要請があった場合は、割引券台帳（利用教職員氏名および月別割引券交付数・使用枚数等記載）の写しを実施団体に提出しますので、あらかじめご了承下さい。

問い合わせ先

不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

【担当部署】企画部ダイバーシティ推進課支援係

TEL : 06-6105-5989 (内線 5989) Fax : 06-6879-4406

E-mail : ki-diver-shien■office.osaka-u.ac.jp

(メール送信時には、■を@に変換してご利用下さい)

是非ご利用下さい。
お待ちしております♪



大阪大学「ワニ博士」

2023. 5. 1